

標準文書保存期間基準（保存期間表）（長崎地裁大村支部、長崎家裁大村支部、大村簡裁）

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
1 職員の人事に関する事項	(1) 俸給その他の給与に関する業務	人事帳簿	別表のとおり	職員人事 (事務)	人事帳簿		別表のとおり	
	(2) 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	人事帳簿	別表のとおり		人事帳簿		別表のとおり	
	(3) 職員の人事に関する業務（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	人事帳簿	別表のとおり		人事帳簿		別表のとおり	
2 訟務に関する事項	訟廷事務等に関する業務	最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（囑託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に申し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査囑託依頼書、照会書、調査票、囑託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に申し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書	訟務（事務）	判決書等写し、調査回答書	調査回答書等（〇〇年度）	1年	
3 会計に関する事項	(1) 債権、歳入及び収入に関する業務	ア 債権の発生、履行の請求、保全、内容の変更並びに効力の変更及び消滅に関する文書	債権発生通知書、債権変更通知書、債権消滅通知書	会計（事務）	債権の発生、履行の請求、保全、内容の変更並びに効力の変更及び消滅	債権の効力の変更及び消滅（〇〇年度）	5年	
		イ 貼用印紙つづり	貼用印紙つづり		貼用印紙つづり	貼用印紙つづり（〇〇年度）	5年	
		ウ 会計帳簿	別表のとおり		会計帳簿		別表のとおり	
	(2) 支出に関する業務	ア 支出に関する文書	日銀月計突合表、国庫金振込請求書及び明細書（控）、諸報告（支出実績報告書等の定期報告書）、支出額報告書、国庫金振込請求書控え、一括調達協議書		支出	預金通帳	預金通帳（〇〇年度）	その他 3年
		イ 会計帳簿	別表のとおり	会計帳簿		別表のとおり		
	(3) 物品に関する業務	会計帳簿	別表のとおり	会計帳簿		別表のとおり		
	(4) 役務に関する業務	録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知		役務（録音反訳）	役務（録音反訳）（〇〇年度）	5年	
	(5) 保管金及び保管有価証券に関する業務	ア 保管金提出書、保管金受入通知書、寄託書、政府保管有価証券提出書、保管有価証券受入通知書	保管金提出書、保管金受入通知書、寄託書、政府保管有価証券提出書、保管有価証券受入通知書		保管金、保管有価証券（受入れ）	保管金提出書、保管金受入通知書（〇〇年度）	払渡しの終了する日に係る特定日以後5年	
		イ 保管金払渡証書類、政府保管有価証券払渡証書類、計算書	保管金払渡証書類、政府保管有価証券払渡証書類、計算書		保管金、保管有価証券（払渡し）	保管金払渡証書類、保管金保管替通知書原符（〇〇年度）	5年	
		ウ 保管金領収証書、小切手原符	保管金領収証書、小切手原符		保管金領収証書、小切手原符	小切手原符（当座預金） 小切手原符（政府預金） 保管金領収証書（〇〇年度） 小切手原符（当座預金）（〇〇年度） 小切手原符（政府預金）（〇〇年度）	その他 5年	

			エ	振替済通知書、保管金 保管替通知書、寄託金 原票、政府保有有価証 券保管替請求書	振替済通知書、保管金 保管替通知書、寄託金 原票、政府保有有価証 券保管替請求書	振替済通知 書、保管金保 管替通知書、 寄託金原票、 政府保有有価 証券保管替請 求書	振替済通知書（〇〇年度） 保管金保管替通知書（〇〇年度） 寄託金原票（〇〇年度）	5年	
			オ	保管金受領証書、保管 金払込書、保管金保管 替通知書及び国庫金振 替書の原符	保管金受領証書、保管 金払込書、保管金保管 替通知書及び国庫金振 替書の原符	保管金受領証 書、保管金払 込書、保管金 保管替通知書 及び国庫金振 替書の原符	保管金払込書（〇〇年度）	5年	
			カ	保管金受払日計表	保管金受払日計表、当 座預金受払日計表、現 金残高等確認表	保管金受払日 計表	保管金受払日計表（〇〇年度） 当座預金受払日計表（〇〇年度） 現金残高等確認表（〇〇年度）	3年	
			キ	保管金及び保管有価証 券に関する文書（アか らカまでに該当するも のを除く。）	保管金事務処理システ ムデータ（個別保管金 情報）  入金連絡書、受入手続 添付書、電子納付利用 者登録票	保管金事務処 理システム データ（個別 保管金情報）	保管金事務処理システムデータ（個別 保管金情報）	常用	
			ク	会計帳簿	別表のとおり	会計帳簿	預金通帳	その他	
							入金連絡書（〇〇年度） 受入手続添付書（〇〇年度） 振込不能報告書、振込訂正請求書、組 戻関係（〇〇年度） 納付済一覧（〇〇年度） 電子納付利用者登録票（〇〇年度） 預金通帳（〇〇年度）	3年	
								別表のと おり	
	6)	保管物に関する業務	ア	民事保管物、押収物等 の受入れ及び処分に関 する文書	受領票、押収物国庫帰 属通知書	民事保管物、 押収物等（受 入れ、処分）	押収物国庫帰属通知書（〇〇年度） 受領票（〇〇年度）	5年	
			イ	民事保管物、押収物等 に関する文書（アに該 当するものを除く。）	処分決議	民事保管物 （受入れ、処 分）データ	民事保管物（受入れ、処分）データ	常用	
			ウ	会計帳簿	別表のとおり	民事保管物 データ	民事保管物データ	常用	
								別表のと おり	
	7)	検査及び監査に関する業務		月例検査の結果が記載 された文書	月例検査報告書	検査、監査 （月例検査）	月例検査報告書（〇〇年度）	3年	
	8)	会計に関する業務 （(1)から(7)までに該 当するものを除 く。）	ア	会計に関する業務につ いての一時的文書	連絡文書等	連絡文書等	連絡文書等（〇〇年度）	5年	
			イ		交換簿、郵便切手交換 希望票	予納郵便切手	交換簿、郵便切手交換希望票（〇〇年 度）	1年	
			ウ	会計帳簿	別表のとおり	会計帳簿		別表のと おり	
4	庶務に関する事項	1)	文書の管理に関する業務	ア	文書の保存期間等が定 められた文書	標準文書保存期間基準 （保存期間表）	文書（保存期 間基準）	文書（保存期間基準）（〇〇年度）	5年
				イ	第11の1の(6)の定め による廃棄した短期保 有文書に係る業務の類 型及び廃棄をした日の 記録	廃棄記録	文書（廃棄記 録）	文書（廃棄記録）（〇〇年度）	5年
				ウ	庶務帳簿	別表のとおり	庶務帳簿		別表のと おり
		2)	出入商人、見学、掲 示、文書の貼付、撮 影及び放送の管理、 公衆控所及び食堂の 整理監督、当直事務 等に関する業務	出入商人、見学、掲 示、文書の貼付、撮 影等に関する申請書及び 許可の結果が記載され た文書	申請書、承認書	庁舎管理	庁舎管理（申請書、承認書）（〇〇年 度）	3年	

	(3) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書	情報（届出等）	情報（届出等）（〇〇年度）	1年
	(4) 庶務に関する業務（(1)から(3)までに該当するものを除く。）	保護通知書	保護通知書	保護通知書	保護通知書（〇〇年度）	1年
		自庁帳簿	別表のとおり	自庁帳簿		別表のとおり

(備考)

1 この通達において「特定日」とは、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする司法行政文書について、保存期間が確定した場合における、管理通達記第4の3の(6)の定めによる当該司法行政文書の保存期間の起算日をいう。

2 保存期間の起算日が異なる同一種類の複数の文書が物理的に容易に分離できない形状で一体となっている場合には、保存期間の起算日が最も遅い文書の起算日を保存期間の起算日とし、これらを一体として管理することができる。

3 「〇〇年度」の部分は、元号で表記する。

## (別表)

項番	業務に係る司法行政文書の 類型	名称 (小分類)	保存期間
人事帳簿			
1	1の(1)関係	超過勤務等命令簿 (〇〇年度)	5年3月
2		管理職員特別勤務実績簿等 (〇〇年度)	5年1月
3		出勤簿 (〇〇年度) 登庁簿 (〇〇年度) 欠勤簿 (〇〇年度)	5年
4	1の(2)関係	休暇簿 (〇〇年度) 服務 (〇〇年度)	3年
5	1の(3)関係	旅行命令簿 (〇〇年度)	5年
会計帳簿			
6	3の(1)のウ関係	債権管理簿	常用
7		消滅した債権に関する債権管理簿 (〇〇年度) 現金出納簿 (収入金) (〇〇年度)	5年
8	3の(2)のイ関係	現金出納簿 (前渡資金) (〇〇年度)	5年
9	3の(3)関係	料金後納郵便物差出票 (〇〇年度) 郵便切手受払簿 (〇〇年度)	3年
10	3の(5)のク関係	当座預金出納簿 (〇〇年度) 現金出納簿 (保管金) (〇〇年度) 小切手振出簿 (〇〇年度) 代理開始終止簿 (〇〇年度)	5年
11		当座小切手送付簿 (〇〇年度)	3年
12	3の(6)のウ関係	民事保管物原簿 (〇〇年度) 押収物送付票 (〇〇年度) 押収通貨整理簿 (〇〇年度) 押収物処分簿 (〇〇年度)	5年
13	3の(8)のウ関係	消防設備管理台帳 鍵管理簿	常用
庶務帳簿			
14	4の(1)のウ関係	文書受理簿 (〇〇年度) 文書発送簿 (〇〇年度)	5年
15		特殊文書受付簿 (〇〇年度) 送付簿 (〇〇年度) 現金書留等授受簿 (〇〇年度)	3年
自庁帳簿			
16		鍵引継簿 (出納官吏等) (〇〇年度)	5年
17		事務記録貸出簿 (〇〇年度)	3年

(備考) 「〇〇年度」の部分は、元号で表記する。